

院分国三河をめぐる持明院統と近臣

松島 周一

はじめに

近年相次いで刊行された『愛知県史 資料編八 中世^①』(以下『愛知』と略記する)や『新編安城市史 五 資料編 古代・中世^②』(以下『安城』と略記する)には、巻末にそれぞれ、尾張・三河の「国守・知行国主一覽」(以下「一覽A」と略記する)と「三河国司一覽」(以下、このうち特に「鎌倉時代」分を取りあげ、「一覽B」と略記する)が掲載されている。筆者もそれらの作成に関わった一人であったが、現在、この「一覽A」「一覽B」を見直してみると、やはり有益なものである半面、当時の筆者の力不足を反映して、修正が必要な点も出て来ている^③。そこで今回、新たに確認した史料から分かることや、その後に考察を進めた点を踏まえて、鎌倉時代後期の三河の知行国主をめぐる動きの中で、兩統迭立が始まった段階、特に弘安十一年(正応元年・一二八八)頃に生じたある問題を取りあげ、そこから当時の持明院統と近臣たちの関係を垣間見たいと

思う。既に指摘してきたことであるが、この段階になると、三河が院分国として天皇家、特に持明院統との関わりを濃厚に帯びるようになる。そこから当該期の三河史が、地域史であるとともに、中央の政治史とも連動する側面を持つという特質を帯びてくるように思われる。「一覽A」「一覽B」の修正に関わると同時に、そうした特質の一端を窺うことができるような事例を紹介し、その簡単な意義づけを行なってみたいというのが、小稿の目的である。

念のために筆者が小稿で用いる用語について確認しておく。院分国とは院政をひらき治天として貴族社会に君臨する院(上皇・法皇)が、みずからの所領として人事・徴税などの支配権を握っている国であり、大きくみれば天皇家の政治的経済的基盤の一部を形成するものといえよう。そうした分国に対して院は分国主となり、支配する立場に立つ。女院が分国主になることも多く、それらもまた治天の支配する天皇家領の分国と捉えてよいであろう。また、有力貴族がある国の支配権を与えられている場合には、その

国を知行国といい、その貴族は知行国主となる。分国・知行国ともに永続的な支配の対象ではなく、時期や状況によって変動するため、その確認も簡単ではない（分国と知行国の関係は複雑で一概には述べられないが、鎌倉時代の三河の事例については、筆者の捉え方を以前に述べたことがあるので、参照していただければ幸いである）。分国主や知行国主が当該国の国主であり、その下で任命される国務の担当者が国守である。すなわち三河の場合には三河守ということになる。本来の律令制の下では、国守が中央政府から派遣される、一国の長官ともいふべき地方統治の責任者であったが、分国や知行国の設置が常態化するとともに、国守は国主の任免下にある私的な属吏とも呼べるような存在になっていった。なお、国守の呼称として一般には国司が用いられているが、それは守だけでなく介や掾などを含む広義の概念にもなり得るため、小稿では守のことを他の国司と区別して国守と表現する。

一、『兼仲卿記』弘安十一年四月七日期より

弘安十一年四月七日に除目が行なわれた。正応元年と改元される直前のことである。その際、尾張守には平仲定が、三河守には橘邦良がそれぞれ補任された。典拠は勘解由小

路兼仲の日記である『勘仲記』すなわち『兼仲卿記』の同日期である。事実の確認としてここまででは問題は無く、既に「一覽A」には両名が記載されているし、「一覽B」にも邦良の名が載っている。ただ、問題が残るのは、これらの一覽の典拠が増補史料大成『勘仲記』(以下、大成本『勘仲記』と略記する)にとどまっていたことであろう。

周知のように、これはまだ自筆本を用いることができなかった頃に、東京大学史料編纂所所蔵の九条家本謄写本を底本として、数種の写本を校合し活字化されたものである。そうであっても、史料を利用するための環境がまだ今日のように整備されていない時期にあっては、重要な古記録が広く利用可能な状況になるという点で、大きな意義を持つ刊行であったと思われる。しかし、自筆本を用いることができなかったため、良質な史料を求めるといふ観点からは、なお不十分な面も残ってしまったことであろうか。

いうまでもなく、『愛知』や『安城』の編纂にあたっては、できるだけ良質の典拠を求めることが原則であった。そのため、大成本『勘仲記』を検索の参考とはしたもの、実際に史料を掲載する必要がある場合には、国立歴史民俗博物館所蔵の自筆本『兼仲卿記』(以下『兼仲卿記』と略記する)を東京大学史料編纂所所蔵の写真帳で確認し、筆耕するという手順を踏んでいる。そのことは『愛知』の巻

末に収めた出典一覽にも明記した通りである。しかしながら、弘安十一年四月七日条については、『愛知』『安城』ともに綱文を立てて史料本文を掲載するという形をとらず、巻末の「一覽A」「一覽B」の典拠としてのみ取り扱うという対応とせざるを得なかった(掲載史料は、刊行予定ページ数との関係などから、かなり絞り込むことになっていたのである)。そのため、大成本『勘仲記』で人名をチェックするだけにとどまり、その部分を『兼仲卿記』の写真帳で見直すという作業は行なわれていない。この点は、「一覽A」「一覽B」の作成に関わった一人として、筆者の深く反省するところである。

最近、筆者はたまたま写真帳で『兼仲卿記』の同日条を閲覧する機会を得たのであるが、そこで大成本『勘仲記』には欠けている重要な記載があることに気づいた。改めて『愛知』『安城』編纂時の不明を深く詫びるとともに、その記事を紹介し、そこから垣間見ることができるところである。当時の三河をめぐる貴族社会での人々の動きについて、考えるところを述べてみたい。以上が本稿を草するに至った経緯である。

その『兼仲卿記』弘安十一年四月七日条であるが、除目記事の部分には、何名もの新国守などの名前が載せられている。そのうち三河に関わるのは「参川守橘邦良」の部分

である。大成本『勘仲記』ではこの記載だけであるが、同じ部分を『兼仲卿記』で確認すると、右側に細字で傍注が付されていることが分かる。本文と同筆と見てよいと思われる。おそらく、のちに筆写される過程でその部分が欠落してしまったものであろう。その傍注は

【史料一】

花山院中納言分国、

である。すなわちこの弘安十一年四月の段階では、「花山院中納言」が三河の知行国主であり、橘邦良はその下で補任された国守であることが明示されている。国務知行に関する重要な情報であり、「一覽A」「一覽B」に掲載されて然るべき事項であるが、そのいずれの場合にも活用することが出来なかった。筆者はその責任を痛感せざるを得ない。以下では、この情報によって、当該期の三河をめぐる、あるいは三河をめぐる見えてくる貴族社会の様相に、どのような知見を付加することができるのか、改めて考えてみたい。なお、現在、『史料纂集 勘仲記』が『兼仲卿記』を底本として四巻まで刊行中である。小稿で活字本からの史料引用を行なう場合、史料纂集本が刊行されている弘安九年九月まではそれに拠る(以下、こちらは纂集本『勘仲

記」と略記する)。それ以降は大成本『勅仲記』を用いて、必要な場合のみ写真帳と照合する。

この問題に関わると思われる政治的背景にも一言しておくと、前年の弘安十年十月、幕府からの要求をうけて後宇多天皇から伏見天皇への譲位が行なわれている。大覚寺統から持明院統への政権交代であり、いわゆる両統迭立という現象が史上にあらわれてくる一過程である。

二、花山院家教と西園寺実兼

史料一を理解する上での最低限の確認を行なっておくと、この「花山院中納言」とは花山院（藤原）家教のことである。父は花山院通雅。太政大臣まで昇進した人物であるが、建治二年（一二七六）五月に没した^③。その長子家長は文永十一年（一二七四）七月、二十二歳の時に従二位権中納言で没しており、弟の家教が家を嗣ぐことになったのである。

その家教は、弘長二年（一二六二）正月、二歳の時に叙爵しているが、それは「大宮院（藤原姞子）当年御給」によるものであった。大宮院は後嵯峨院の皇后であり、後深草・龜山天皇の生母である。父通雅が後嵯峨院の近臣であったことが窺えよう。実際、同年三月に家教が従五位上に叙されたのは「朝覲行幸、権大納言藤通雅院司賞」のためで

あった。以後も順調に昇進を重ねた家教は、建治二年、父が没する年の正月に十六歳で従三位に叙され、公卿に列した。その叙位は「新院（龜山院）当年御給」の分である^④。

建治四年に従二位となったのも「新院御給」によるものであった。弘安二年十一月に権中納言に補せられ、史料一の当時は二十八歳で正二位権中納言。この年十一月には権大納言に昇っている。のち正応五年（一二九二）には左大将を兼ね、次いで右大将に遷任している。永仁五年（一二九七）八月、三十七歳で没した。

三河の知行国主として史料一が挙げているのは、このような経歴の人物である。こうした、新たに知行国主を確認することができる史料が見出されたこと自体、まず三河史の上での重要な出来事といえるであろう。しかし、ここで話が厄介になるのは、同じ弘安十一年、三河の国主として別の人物の名前を史料上に見出し得るためである。

【史料二】

（弘安十一年二月）十三日、……家君（西園寺実兼）

・予（西園寺公衡）候御前、誠是千載之一遇也、是又数献及沈醉、甚有興、家君自元非外人之上、近曾令拝領参川国給、為御乳父、仍弥親昵勿論也、……^⑤

【引用史料中の（ ）部分は筆者の注記。以下同じ】

これは弘安十一年二月、後深草院と伏見天皇が、西園寺実兼の北山第に幸した時の記事である。この十三日には、後深草院が大宮院の御所に向かったのち、伏見天皇が北山第に残り、西園寺実兼・公衡父子をはじめとする廷臣たちとの宴遊を行っていた。その際の天皇と実兼の親密さを述べる件りが引用部分である。実兼が伏見天皇の乳父であったことは、この年の正月、踏歌節会の舞姫献進について「其内御乳父役一人、君家（家君・西園寺実兼）令沙汰進給^⑬」と記されていることから確認できる。この「乳父」とは、乳母の夫あるいは幼時からの養育者という意味ではなく、橋本義彦氏が「実兼・公衡・公顕等西園寺家の家嫡が、みな天皇の御乳父となっているのも、かれらの養育が偶然そろうて皇位になったのではなく、その立坊或は踐祚後に御乳父となったのであろう」と指摘されたこと^⑭に従うべきであると考える。もともと後深草院の生母大宮院（藤原嬉子）は実兼の叔母であり、伏見天皇の母である玄輝門院（藤原愔子）は実兼の大叔父洞院実雄の娘であった。さらに伏見天皇の中宮である永福門院（藤原鐙子）は実兼の娘である。正しく「非外人」^⑮である実兼は、建治元年（一二七五）十一月の熙仁親王（のちの伏見天皇）立太子からずっと春宮大夫をつとめていたことが知られているが、ここでは「近曾（令拝領参川国給）」、乳父となったことを公衡が

明記している。この記事からは、実兼が三河の知行国主となっていた事実を確認できるとともに、それは伏見天皇の乳父となってさまざまな奉仕を行なうための財源もしくは見返りとしての給付であったことも窺うことができる。換言すれば、このような知行国の配分や与奪について、政権の座にいた持明院統はかなり恣意的な運用が可能になっていたといえそうである。

もともと持明院統の後深草院が、亡父の後嵯峨院から譲りうけていた院分国自体は、文永九年（一二二二）の播磨一國であった^⑯。しかし弘安十年十月に伏見天皇が踐祚すると、龜山院に替わって治天となった後深草院が、分国や知行国の与奪について力を振るいはじめたことが史料からみとれる。弘安十一年三月の即位用途を調達するため、二月末には坊城俊定に河内、平信輔に加賀、中院通頼に長門が知行国として与えられ、それぞれ二万疋、五千疋、二万疋の功が納められている^⑰。このうち河内は日野資宣、加賀は吉田経長の知行国から切り替えられたものであった^⑱。また、備後からも五千疋が納められているので、同年（正応元年）十月に知行国主として確認できる平仲兼が、やはりこの二月末にその地位を与えられたとみてよいであろう。これらは明らかに持明院統の都合と差配による異動であった。

こうした必要な経費を捻出するための知行国主補任の一方で、史料二の実兼のように、持明院統とは関係が近しく、また奉仕や後見を期待できる相手に知行国を与える事例も存したのである。その時期は二月十三日の時点で「近曾」とされているが、これはあまり聞き慣れない表現であろう。字義を考えると、近い以前ということになり、最近と訳すのが妥当であろうか。一国を知行国として自らの望む相手に与えるという行為のためには、相応の権力の行使が必要であるから、伏見天皇の踐祚によって後深草院が治天となつたあとというのが、まず穩当な想定であろう。

その検証のために、この言葉を公衡自身が他にどのようなように使用しているのか捜してみると、数例を見出すことができる。たとえば、乾元二年（一三〇三）の「昭訓門院御産愚記」の五月九日、すなわち出産当日の記事中に、「今日不参人」の一人として「大炊御門宰相中将（冬氏）」の名前が挙がっており、割書で「依乱階事、近曾不出仕、然而殊存勤厚敷之間、五・七兩夜参入」との理由が記されている。問題行動によって現在まで出仕していないが、五・七夜には出仕することだ、という意味である。この「近曾」はしばらく以前から現在までつづく近時を示す用語として理解できる。

あるいは嘉元二年（一三〇四）の「後深草院崩御記」七

月十六日条の中で、公衡が故院との来し方を回想した部分がある。「故院（後深草）先年有御約諾之旨、其詔懇勲、所詮御万歳之後事、一向可執沙汰之由也、予（西園寺公衡）又深存其旨、而近曾予奉内裏（後二条天皇）御乳父事、御本意已可相違敷之由、法皇（後深草）常有御遺恨之氣、……凡予昵近故院之後、多年之間、於事雖有快然之氣、一事而未拜不快之天氣、……」。後深草院との関係が深かった公衡は、兼ねてから院の没後の対応を任されていた。ところが「近曾」大覚寺統の後二条天皇の乳父を引き受けたために、後深草院からは冷たい視線を向けられるようになってしまったのである。ただ、この文章は全体として、本来的に公衡が後深草院と「昵近」であり、一度も「不快之天氣」に接したことが無かったと回顧するものであった。最後になって両者の行き違いが生じたとしても、結局「法皇御意已堅固也」、後事を公衡に託そうとする後深草院の意思は揺るがなかったとされるのである。「多年之間」院は公衡に「快然之氣」ばかりを見せてきたというのであるから、「常有御遺恨之氣」との院の姿は、あってもごく短い間のものに過ぎないことになる。すなわち両者の間に疎隔を生じた原因、公衡が後二条天皇の乳父となった出来事は、後深草院が没する時点からさほど以前に遡るものではなかったということになるであろう。後二条の幼時からな

どというのでは、そもそも後深草が公衡と「御約諾」をかわすこともあり得なかつたろうから。ここでも橋本義彦氏の指摘されたように、後二条の「立坊或は踐祚後」に、西園寺家の家嫡である公衡が有力な後見人として乳父となることを求められたと考えるのが妥当と思われる。後二条の踐祚は正安三年（一一三〇）正月であるから、その辺りがひとつの目安になるうか。ここでも「近曾」とはあまり離れてはいない近年、というくらいの意味で使われていたと思われる。

以上のようにみてみると、実兼が三河の知行国主となった（それと連動して伏見天皇の乳父となった）「近曾」とは、史料二が記された弘安十一年二月からさほど大きく遡ることはない時期を指すと理解してよいと思われる。そうであれば、前年十月の伏見天皇踐祚の頃という可能性がまず想起されるであろう。あるいは伏見が踐祚したことで実兼の春宮大夫としての任は終わったが、そののちも新天皇への奉仕と後見を求めて、持明院統が実兼を伏見の乳父に据え直し、三河を与えたということであったのかもしれない。そうであれば、そこから史料一が記されるまで、精々半年程度しか経っていない。この時期、三河の国務知行をめぐっては、やや錯綜した状況が存したことを推察し得るであろう。

もともとこの弘安十一年は、三河の国務について、奇妙な事実が知られていた。冒頭でも触れたように、四月七日に除目があり、橘邦良が三河国守に補任されている。ところがその二月前の二月十日に行なわれた除目では、藤原兼藤が三河国守となっていたのであり、きわめて短期間で国守の交替があったことになる。ここに史料一の情報が加わることによって、この交替は国守だけのことでなく、知行国主の交替とも連動したものであったとの推測が可能になるであろう。时期的に考えて、二月の藤原兼藤の三河国守補任は、史料二の知行国主西園寺実兼の下で行なわれたと見なすことが妥当である。しかし、四月には花山院家教の知行の下で、橘邦良が新たな三河国守となったわけである。前国守兼藤は、新たな知行国主によって更迭されたということになるう。

三、持明院統と家教

政権の座にいた持明院統が、伏見天皇への後見を期待して西園寺実兼を三河の知行国主に任じていたと想定するのであれば、その直後に、実兼を押しつけて花山院家教が三河の知行国主となった背景には、どのような力が働いていたのか。しかし、こうした問いはおそらく意味をなさな

い。治天と天皇を擁する持明院統と関東申次である西園寺家が結合して作り出した現象を、短期間のうちに引つ繰り返すことのできる力は、貴族社会においては当の持明院統以外に持ち得なかったことは明白である。そうであれば、ここで検討しなければならぬのは、持明院統と家教の関係がどのようなものであったか、という点であろう。

家教は後宇多天皇の治世には、他の公卿たちと同じく、さほど大覚寺統や持明院統のどちらかに片寄るような姿勢はとっていなかったと思われる。ただ、伏見天皇が踐祚すると、次第に後深草院との関係を密にして行ったようである。弘安十一年三月十五日、伏見天皇が踐祚から約五ヶ月を経て即位するが、その日、大礼が終わると、すぐに後深草院の許に駆けつけて「賀申大礼無為之条」したのは「權中納言藤原家教卿・参議平忠世卿・大外記師宗等」であった。²⁶

また、この年の正月十九日、幕府の使者二階堂行覚（盛綱）が上洛し、西園寺第に入る。²⁶ 執権北条貞時と連署宣時の書状、申し入れの条々などをもたらしたのであるが、それについては伏見天皇が

【史料三】

……今日関東使者行覚向西園寺大納言（実兼）第、次

向関白（二条師忠）第云々、夕実兼卿進関東条々事書於仙洞（後深草院）云々、以家教卿賜之、一見即返進了、入夜関白参、対面。²⁶

と記している。幕府からの申し入れという重要案件に関わって、持明院統の治天と天皇の連絡役となっていたのが家教であった。このように後深草院の意を受けて連絡調整の任にあたるという点では、家教は

【史料四】

權大納言藤原朝臣（家教）・中宮大夫藤原朝臣（西園寺公衡）等参、申朝覲行幸間条々事、自院御使也。²⁶

【引用史料中の（ ）部分は割書部分。以下同じ】

と、西園寺実兼の嫡子公衡と並ぶ存在でもある。ちなみに、伏見天皇が即位した弘安十一年、公衡は二十五歳、正二位權中納言から中納言に昇り、また中宮大夫を兼ねている。²⁶ 一方の家教は二十八歳、正二位中納言から權大納言に昇進している。さらに翌正応二年四月に胤仁親王（のちの後伏見天皇）が東宮になると同時に、家教は春宮大夫に就いている。公衡が後深草院との「昵近」さを強く意識していたことは前記の通りであるが、家教もそれと並び、持明

院統とくに後深草院を挟んだライバルとしての位置に立っていたようにも見える。

こうした家教の立ち位置から推して、史料一のように彼が三河の知行国主に任じられたのは、持明院統の差配によることであつたとみても、おそらく大過ないであろう。ただ、そうであれば、持明院統は短期間のうちに、主要な近臣への知行国配分をめぐって、一度自らが与えたものを否定して他者に回すといった、率直に言えば混乱ともみえる対応を示していたことになる。持明院統が知行国主の任免をここまで恣意的に行なうことができた三河とは、一体どのような国であつたのか。

四、院分国としての三河

ここで少し遡って、この弘安十一年に至るまでの、鎌倉中期における三河の国務や知行に関する展開を整理してみたい。既に指摘したことであるが、承久の乱（一二二二）ののちも三河は、後鳥羽院の生母である七条院（藤原殖子）の分国となっていた。彼女は、幕府が擁立した後高倉院の生母でもあった。天皇家が三河の知行に深く関わっていたのであり、その事実が七条院の没後（一二二八）にも影響を及ぼしていたのではなからうか。たとえば

○寛元四年（一二四六）正月、後嵯峨天皇が讓位して院庁を開いた際に四条房名は年預別当となり、同日に三河守に補任されている。⁸⁵ 房名やその父隆親は、四条天皇の治世から既に三河の知行国主や国守にもなっていた（「一覽A」「一覽B」参照）が、少なくともこの寛元四年の補任は、後嵯峨院が自らの近臣である四条家を厚遇した事例と捉えてもよいのではないか。三河の知行や国務は、遅くとも後嵯峨院政の発足の頃までに、改めて天皇家の差配の下に置かれるようになっていた可能性が高いであろう。

○宝治二年（一二四八）正月に三河守となった中院具氏は、寛元四年に後嵯峨院の分国である尾張の知行国主となっていた久我通光の、弟（中院通方）の孫であった。

○文永元年（一二六四）十月の「七社神興新造奉獻」は（後嵯峨）上皇御願、右馬権守（平）敦朝給參河国、卅七万疋進之、（源）仲遠法師奉行」という形で行なわれた。⁸⁶

ここでは後嵯峨院の御願のために、三河が知行国として平敦朝に与えられている。

○文永七年（一二七〇）二月に三河守となった葉室頼藤は、曾祖父資頼がかつて後嵯峨院の評定衆となっていた。⁸⁷ 本人ののち永仁六年（一二九八）八月、前月に讓位した伏見院が院庁を開くとその別当になったし、その際、父頼親は別当の中でも執権として院中を取り仕切る役割に就いていた。⁸⁸

この家は、橋本義彦氏が指摘された「実務官僚として院政政權に密着してきた勸修寺流藤原氏諸家の廷臣」の一流である。

○弘安七年（一二八四）五月に三河守となった高倉範春は、「最勝講功人等可被任」き小除目で補任されている。龜山院の御願による最勝講である。三河の国司人事は、院の行事についての、成功の対象になっていたと思われる。範春自身も、のちに正中の変に連座して幕府に捕らえられており、後醍醐天皇に近い立場であったと思われるが、一方では娘が花園院の侍女となっており、花園院も範春の救助に乗り出そうとするなど、天皇家の諸方面と密接な関係を保っていたようである。

○弘安九年三月二十三日、後宇多天皇の春日社行幸に関わって、「行幸之功人被任之料也」としての小除目が行なわれた。勸解由小路兼仲が原案の目録を作り、龜山院の検閲をうけて関白鷹司兼平のもとに持参、小折紙を清書するという作業を進めている。その過程で、兼平のもとには「参河国司事、今日除目二候、可令申沙汰給由、内々被仰下候也」と告げる奉書が届けられた。これが誰の意向を伝えるために、誰によって書かれた奉書であるのかは不明であるが、文面からは院宣とは思われないので、あるいは龜山院の合意を得た兼平の御教書であろうか。ここでは、やはり三河

の国司人事が、天皇家の行事のために成功の対象となっていたらしい。

以上のように見てくると、恒常的に継続してかどうかはともかく、鎌倉中期以降、三河の国務や知行について、天皇家との関わりで人事がなされる現象をいくつか見出せる。換言すれば、三河が天皇家の分国化している時期が多かったのではなからうか。その流れの中で、史料二のような持明院統の対応がなされたと考えられる。おそらく前年十月に伏見天皇が踐祚し、後深草院が治天となったことで、持明院統は天皇家内の主導権を握り、分国を恣意的に扱うことが可能になったのではなからうか。三河が天皇家領としての意味をもつ院分国であるからこそ、短期間に知行国主の任命と更迭を繰り返すような極端な行為を持明院統はとることができたといえよう。そしてこれ以降は、既に指摘したように、鎌倉時代末まで、持明院統が三河を分国として知行しつづけるのである。

五、三河と播磨

弘安十一年（正応元年）前半、持明院統は西園寺実兼・公衡父子が「弥親昵勿論也」と喜悅の色を見せていた三河の知行国主への補任を、直後に取り消していた。ただ、そ

のままでは両者の関係に痞りが残るばかりである。これについては、おそらく持明院統から西園寺家に対して埋め合せの対応がとられていた。それは、やはり院分国であった播磨を知行国として与える、というものであった。

【史料五】

……今日大嘗会御禊行幸也、……閑院跡五間四面檜皮屋立之、西園寺大納言（実兼）以播州造進之、莊嚴如例、当東方有五間幄屋、殿上人候所、進物所屋有之、……^④

伏見天皇即位に伴う大嘗会がこの年十月に行なわれた。

その際に実兼が「御禊行幸」のための「五間四面檜皮屋」を、播磨国の負担によって造作したという。すなわち実兼が播磨の知行国主であることが分かるのであるが、管見の限り西園寺家と播磨の関係を示す史料はこれが初出である。この播磨は、従前から持明院統の分国であった。

既以後嵯峨院の下で播磨は院分国化されており、建長七年（一二五五）十二月の中院具氏、康元元年（一二五六）十二月の高階邦経、正元元年正月の園基頭らの播磨守補任は、いずれも「院分」としてのものである。文永九年（一二七二）には後嵯峨院から後深草院に譲られていた。さら

に嘉元二年（一二三〇四）には伏見院に譲られるが、その際に後深草院は「播磨国御管領勿論候、分国讓付太不可然事也、然而文永別讓賜、已可謂相統也、但一廻之間不可被改吏務」と述べている。^⑤本来なら院分国を相伝することは望ましくないが、播磨は後嵯峨から与えられた特別な分国であり、もうわれわれ持明院統で継承すべきものとなっているのではないか、というのである。当時の播磨の知行が、天皇家とりわけ持明院統の家領化していた様相が窺える。ちなみに、この弘安十一年二月十日の除目でも「三河守藤原兼藤」らと並んで「播磨守藤原隆政」の名が見える。^⑥これは四条隆政のことである。

【史料六】

……早旦着直衣参（後深草）院、奏条々事、次参内、……帰参（前駈二人、毛車）参院、依立坊定也（奉行院司権中納言（坊門）忠世卿）、日来大将殿（西園寺実兼）可令参給之処、俄有御劳事、仍予（西園寺公衡）依率爾之催所参也、……次内府（鷹司兼忠）以藏人召内藏頭隆政朝臣、奏云、立太子事、依何年例可定申哉、隆政朝臣参候所奏之、帰出下康和例文、……次内府盛日時并定文於一笥、以隆政朝臣奏聞、此後予早出了、……^⑦

翌正応二年四月の胤仁親王（後伏見天皇）の立太子の儀式について、公衡が後深草院のもとに出向いた際の記事である。院中での話し合いの時、貴族たちは隆政を通して院に意向を尋ね、また定文を奏している。隆政が後深草院の近臣であったことが分かる。おそらく前年二月十日の隆政の播磨守補任は、分国主である院の直接の意向によるものであったと思われる。そうであれば、西園寺実兼が知行国主となったのはそのあとのことであろう。持明院統は、自らの分国を、近臣を国守に任じた直後にわざわざ西園寺家の知行国にしていたことになる。しかもそれは史料五の十月までの間であるから、ちょうど実兼が花山院家教に三河の知行国主を奪われた時期と重なってくる。明らかに持明院統は、三河の埋め合わせを、同じ院分国である播磨で行なっていたのである。

六、西園寺公衡の視線

では、こうした展開を、西園寺家の側はどのように捉えていたのだろうか。まず、突然自らを押しつける形となつた家教に対しての視線から考えてみたい。

端的にいえば、西園寺家の側にとって、家教は行事などに未熟な存在として、やや見下される存在であったようである。

ある。たとえば正応二年正月二日、後宇多院の御所に参上した公衡が御菓の陪膳をつとめていた時のことである⁵⁶。途中で家教が参院してきた。本来、家教は御菓の行事とは無関係にやってきたのであるが、上首であったために急遽、公衡にかわって陪膳をつとめることになった。まずこのこと自体に公衡は「此事專不可然、予已奉仕陪膳之上者、上首雖参更不可相替事歟、凡今日陪膳之式太違例、不可為後例」と不満を抱いていたのであるが、実際に家教が陪膳をつとめはじめると、今度はその作法について、「如何く」「忘却歟」「甚無便宜」「為此儀、自初不可奉仕陪膳歟」と手厳しい評価をつづけることになってしまう。公衡の目には、家教が重要な行事について対応できない、無能で劣つた存在と写っていたようである。すなわち自分と同列に置くことなどはできないという評価になるであろう。ところが、そうした自己評価と周囲の扱いが齟齬した時、公衡はどのような反応をみせるのか。

【史料七】

……今度猶不下御菓子、而頻可下之由人々示之、又（後宇多）上皇有御咳声、然而不承引、復座之後、予（西園寺公衡）可下之由花山命之、此条甚不得意、仍不承引、而上皇可下之由有御気色、其上不能子細、予

揖起座參進御前、懷中笏取一種橘、居折敷（件折敷所居御酒盞之折敷也、花山所棄置也）、起持向花山前置之（此条頗難治也、進退已谷、有便宜人者、以人可伝之、然而無其仁、仍如此）、復座、次第被下之、……

御菓の途中、後宇多院の御前から菓子を下す作法を家教が怠ってしまう。院をはじめ周囲が頻りにそれを知らせようとしても無視した挙句に、家教はその役目を公衡に振ってきた。当然に公衡は拒否するが、後宇多院はそれを命じる。やむなく公衡はそれに従ったのであるが、それは彼にとって「進退すでにきわまる」と内心で悲鳴を上げるような扱いであった。公衡にとっては無能以外の何物でもない家教の振舞いが黙認され、その埋め合わせに自分が使われることへの反発は相当に強かったのである。これは家教だけでなく、そうした扱いをする権力者の側にも向かう不満になるのではないか。

あるいは同年四月二十五日、胤仁親王立太子の節会でのことであるが、

【史料八】

……参列之時、内府（鷹司兼忠）与大将殿（西園寺実兼）同列（大将殿許令退南給）、花山（家教）又大将

殿末二退、南立云々、不可然、可立一位大臣歟、……^⑧

とも非難する。総じて、家教は公衡たち西園寺家の側からは、未練な者として見下されていたのである。そうであれば、院の近臣という立場においても、そうした者と同列に扱われることへの不満はあったと見てよいであろう。公衡は前記の通り、後深草院や持明院統に対して「親昵」「昵近」の意を示していたが、内心には釈然としないものを蔵することもあったのではなからうか。

七、花山院家教の自負

一方の家教は、逆に西園寺家への対抗心を抱いていた可能性がある。次のような挿話に注目したい。

【史料九】

……（後深草）上皇已聞乘御之由、至釣殿即乘也、関白（二条師忠）・右大将（西園寺実兼）・皇后宮大夫（徳大寺公孝）・花山院大納言（家教）・中宮大夫（西園寺公衡）・同権大夫（中院通重）・中納言中将（一条内実）等乗之、侍臣等乗龍頭鷁首船相従、即有舟棹、

笛〔家教卿〕、笙〔公衡卿・内実卿・通重卿〕、比巴〔右大将・(藤原)範藤朝臣、筆策(藤原)兼行朝臣・(西園寺)公顕〕、箏〔内大臣(鷹司兼忠)〕、箏中二人、……抑今日可吹笛之由上皇有仰、而近年無沙汰廢忘之間、固辞再三、而猶被責仰之間、吹之了、及暗染了、寄船於釣殿下御、……⁵⁷⁾
……舞了有御遊、今日初彈玄上、笛〔柯亭〕家教卿、笙〔專沼專海〕公衡卿、筆策公顕、比巴右大将〔比巴雖置前、不彈之〕、箏〔信智作〕内大臣、拍子内実卿、……事了闕白已下賜祿、此間入内、即上皇入御、此後有勸賞、於休所、前内大臣(久我通基)書之、從二位内実卿、正四位上(藤原)雅藤、從四位上
笛師賞事、家教卿再三懇望、然有沙汰無此事、頗腹立歎、⁵⁸⁾

これは正応二年三月に行なわれた朝覲行幸の、最後の宴遊に關わる話である。連日の宴遊では伏見天皇が自ら笛を吹き琵琶を弾き、さらに両日とも笛を家教、琵琶を実兼、笙を公衡が担当したのをはじめ、貴族たちが諸々の樂器を演奏している。一日目は天皇と家教が笛を吹いていたようである。一方、二日目では実兼が琵琶を弾かなかった。あるいは天皇の音色とかぶらないように、敢えて遠慮したも

のであろうか。この辺り、家教と実兼の性格や天皇への姿勢などが窺えるようにも思われるが、ここで注意したいことは、そのあとの勸賞である。笛を担当した家教の「再三懇望」が却下されたという。それは家教の子である家定の昇進についての「懇望」であったと思われる。その点を確認しておきたい。この時、從三位であった一条内実は從二位に、⁵⁹⁾藤原雅藤は正四位下から正四位上に昇っている。ほかに、ここでは一々記されていないが、西園寺公顕・堀川具俊・平経親・三条公茂・花山院家定・今出川兼季の六人が翌二十六日付で從四位上に昇っていた。⁶⁰⁾このうちここで取りあげたいのは西園寺公顕と花山院家定である。

まず西園寺公顕は、当時十八歳で、実兼の三男である。前年十一月に正五位下となっていたから、そこから三階級の特進である。『補任』では「右大将藤原朝臣(実兼)御琵琶師賞讓、越階」と記される。⁶¹⁾一方の花山院家定は家教の子であり、当時七歳。一月前の二月二十四日に從四位下となったばかりであるが、從四位上に叙された。⁶²⁾おそらく宴遊で笛を吹いた家教は、「笛師賞」の「讓」によって、家定もさらに特進させたいと願ったのではなからうか。実際には「比巴雖置前、不彈之」であった実兼側には「御琵琶師賞」が認められ、子どもが特進しているのであるから、笛を吹いた自分の側にもその権利はあるということではな

かったか。ところがそれが却下され、「頗腹立」ということとなる。おそらく記事の背後にあるのは、こうした展開であったと考えて間違いないであろう。

家教がわざわざ「笛師賞」を掲げての「再三懇望」を行なった点から見ても、「琵琶師賞」を得た西園寺家に対して対抗心を持ち、自らは持明院統からそれと同等以上の位置づけを得るべきであるとの自負心が窺えるであろう。具体的西園寺家との扱いの差があったことにより、彼の「腹立」は増幅されていたと思われる。

おそらく天皇と治天の座を得た直後の持明院統は、こうした有力な近臣もしくは近臣となるべき候補者たちの軋轢を抱え込んだまま、その歩みをはじめなければならなかった。それは権力者としての経験を重ねることで、調整能力を高め、解決していくしかない課題であったろう。敢えて憶測を加えると、この時、院や天皇が家教側の「再三懇望」を認めなかったのも、あるいは西園寺側に不利な形としてしまった前年来の近臣間の序列について、修正を図っていたためである可能性がある。ただ、こうした政権当初の混乱は、近臣たちそれぞれに、何某かの不満を残していくことになったのであり、それが以後の持明院統の歩みにどのような影響を与えたのかは、改めて考えてみる必要があるのかもしれない。

おわりに

弘安十年に伏見天皇が踐祚し、後深草院が治天となることで、持明院統はいわばはじめての政権獲得を実現したこととなる。ただ、それは経験を積まないままに権力の座にいきなり据わったことであり、その権力の行使について、未経験ゆえの混乱が、少なくとも当初は存したのではなからうか。それは新たな近臣集団を形成し、彼らを処遇するという権力者としての基本的な部分においても、仄見えた現象であったように思われる。持明院統側の不慣れとともに、おそらく有力な近臣候補たちの間でも利権をめぐる競望があり、混乱が増幅される側面があったのではないか。それが最も端的にあらわれてしまったのが、院分國である三河を誰に知行させるかという問題であった。この事例からは、持明院統を支えるべき有力な近臣候補の間に、当初から亀裂が生じていた形跡を見ることができ、持明院統側も、はじめのうちはそれにやや場当たりの対応を繰り返していたように思われるが、そうした経験を積みながら、次第に近臣間の序列や軽重の差を整理していくとした様子も窺うことができるのかもしれない。

以上、小稿で述べ来たことは、『兼仲卿記』に記された、本来ならば「一覧A」「一覧B」に掲載されなければ

ばならなかったにもかかわらず、筆者の無能と怠惰のゆえにそれが叶わなかったひとつの情報を通して、両統迭立期の最初期に垣間見ることのできた、持明院統と近臣たちの關係をめぐる一幕である。ただ、筆者としては、それが三河の知行に關わって演じられた一幕であったことに注目したい。そうした現象が生じていたのは、三河がこの時期、天皇家とくに持明院統にとっての重要な分国であったために他ならないであろう。それゆえに、三河をめぐる人々の動きが、持明院統の中枢の対応とつながり、結果として中央政界の動向の一端が浮かびあがってくることになる。

鎌倉時代後期、三河の歴史は、勿論まず第一にこの地域の歴史としてしっかりと捉えられねばならない。しかし同時に、そこで得られる情報のいくらかは、一地域史だけの問題にとどまらず、当該期の中央政治を捉える上でも貴重なものとなる可能性を秘めているといえよう。地域と中央をつなぐ歴史像を模索する上で、鎌倉時代の三河は重要な位置を占めるであろうことを、筆者は想像している。

- (1) 愛知県、二〇〇一年。
- (2) 安城市、二〇〇四年。
- (3) そのための筆者の作業としては、拙稿「寛元四年の

「院分国」尾張をめぐる攻防」(『愛知県史研究』二〇号掲載予定)、「鎌倉中後期の尾張と天皇家」(投稿中)などがある。

- (4) たとえば拙稿「鎌倉時代の三河国」(『安城市史研究』三、二〇〇二年)など。
- (5) 同前。
- (6) 全三巻。臨川書店、一九六五年。
- (7) 尾張については、前掲拙稿「鎌倉中後期の尾張と天皇家」で言及した。
- (8) 八木書店、二〇〇八年から刊行中。
- (9) 『公卿補任』(以下、『補任』と略記する) 建治二年の項。
- (10) 『補任』文永十一年の項。
- (11) 『補任』建治二年の項。なお、以下の家教の官歴は『補任』の各年の項による。
- (12) 『公衡公記』弘安十一年二月十三日条。『愛知』五二七号史料として引用(以下、『愛』五二七のように略記する)。
- (13) 『公衡公記』弘安十一年正月十六日条。
- (14) 橋本氏「乳父」管見」(『故事類苑』月報三二「吉川弘文館、一九六九年」)。のち同氏『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館、一九七六年)に収載。
- (15) 『公卿補任』建治元年から弘安十年までの各年の項よ

り。

- (16) 「後嵯峨院御処分帳案」(『皇室制度史料 太上天皇一』)
「吉川弘文館、一九七八年。以下『太上天皇一』と略記する」三五六頁以降、三七〇頁以降。
- (17) 「後深草天皇宸記」(『増補史料大成 歴代宸記』所収) 二月廿七日条。
- (18) 大成本『勸仲記』弘安十一年二月廿九日条。
- (19) 「後深草天皇宸記」弘安十一年二月廿七日条。
- (20) 大成本『勸仲記』正応元年十月廿七日条。
- (21) 検索の対象としたのは、『史料纂集 公衡公記』(統群書類従完成会、一九六八〜七九年)の1〜4巻である。
- (22) 『公衡公記』第三卷二一七頁。
- (23) 『公衡公記』第四卷二〇頁以降。
- (24) 大成本『勸仲記』弘安十一年二月十日条。
- (25) 「後深草天皇宸記」弘安十一年三月十五日条。
- (26) 『公衡公記』弘安十一年正月十九日条。
- (27) 同廿日条。
- (28) 「伏見天皇宸記」(『増補史料大成 花園天皇宸記二・伏見天皇宸記』所収) 弘安十一年正月十九日条。
- (29) 「伏見天皇宸記」正応二年二月廿三日条。
- (30) 『補任』弘安十一年(正応元年)の項。
- (31) 同前。
- (32) 『公衡公記』・大成本『勸仲記』正応二年四月廿五日条。
『補任』正応二年の項。
- (33) 前掲拙稿「鎌倉時代の三河国」。
- (34) 『葉黄記』寛元四年正月廿九日条。
- (35) 『補任』宝治二年の項。
- (36) 『補任』文永四年の項。
- (37) 『葉黄記』寛元四年十一月五日条。『愛知』三〇三。後嵯峨院と通光の関係については前掲拙稿「寛元四年の「院分国」尾張をめぐる攻防」参照。
- (38) 『公衡公記』正和四年四月廿五日条。『愛知』三三八。
- (39) 『葉黄記』宝治二年八月十一日・九月六日・十一月十八日条など。
- (40) 『公衡公記』永仁六年八月三日条。
- (41) 「実任卿記」永仁六年七月廿二日条(『皇室制度史料 太上天皇一』「吉川弘文館、一九七九年」一五三頁)。
- (42) 橋本氏「院評定制について」(『日本歴史』二六一、一九七〇年。のち同氏前掲『平安貴族社会の研究』に収載)。
- (43) 纂集本『勸仲記』弘安七年五月六日条。
- (44) 『花園天皇宸記』正中元年十月廿九日条。
- (45) 同十二月十三日条。『愛知』八四五。
- (46) 纂集本『勸仲記』弘安九年三月廿三日条。『愛知』五一八。

(47) 「兼仲卿記弘安十年三月・四月巻紙背文書」。『愛知』五一七。

(48) 後年のことになるが、持明院統の花園院が「今日参川国可知行之由、仰中宮大夫藤原朝臣（西園寺公衡）、此間前大納言（日野）俊光」知行也、而国役依闕怠、問答之处辞退之間、仰付入道相国（西園寺実兼）、令知行於中宮大夫也」（『花園天皇宸記』元亨元年（一一三二）六月廿五日条）と述べていることは、院分国の知行国主について、よく言えば機動的、悪く言えば恣意的な任免が可能であったことを窺わせる。

(49) 大成本『勘仲記』正応元年十月廿一日条。
(50) それぞれ『公卿補任』の文永四年、文永三年、弘安四年の項。

(51) 「後嵯峨院御処分帳案」（『皇室制度史料 太上天皇一』一九七八年、吉川弘文館。以下『太上天皇一』と略記する）三五六頁以降、三七〇頁以降）。

(52) 「後深草院御処分状案」（『太上天皇一』三五七頁、三七二頁以降）。

(53) 大成本『勘仲記』弘安十一年二月十日条。

(54) 『公衡公記』正応二年四月廿一日条。

(55) 以下、この御業の行事に関する記事は（史料七を含めて）すべて『公衡公記』正応二年正月二日条。

(56) 同四月廿五日条。

(57) 「伏見天皇宸記」正応二年三月廿四日条。

(58) 同廿五日条。

(59) ただし、『補任』正応二年の項では、この時には正三位に叙されたにとどまっている。従二位に昇ったとされるのは、翌正応三年正月の段階である。

(60) いずれも『補任』による。公顕は正応三年の項。具俊は正応五年の項。経親は永仁元年の項。公茂と家定は永仁四年の項。兼季は正安元年の項。なお、兼季は四月二十六日の叙位となっている。あるいは三月の誤りか。

(61) 同前。

(62) 同前。